

令和4年11月30日会議提出議案一覧表（11/24 送致）

- 議案第34号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第35号 令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 令和4年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 令和4年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について
- 議案第42号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第43号 鳥羽市分課組織条例の一部改正について
- 議案第44号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について
- 議案第45号 鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第47号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第48号 鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議案第49号 鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について
- 議案第50号 訴訟上の和解について
- 議案第51号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 議案第52号 鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

## 令和4年11月30日会議提出議案概要

- 議案第34号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第35号 令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 令和4年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 令和4年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和4年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）  
（別紙の補正予算の概要を参照）

- 議案第41号 鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について  
（企画財政課）

公共施設等の管理に係る将来的な市民負担の公平化と財政運営の安定化を図るため、基金の設置、積立て及び処分等に関し必要な事項を定める。また本条例の施行に伴い、鳥羽市庁舎等改修基金条例を廃止する。

<主な内容>

- ・公共施設等の管理の適正化を図るために必要な整備及び除却に要する経費の財源に充当することを可能とすることを規定 等
- ・施行期日：令和5年4月1日

- 議案第42号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
（総務課）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、同法を引用する条文、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う関連条項について整備するとともに、鳥羽市職員の再任用に関する条例を廃止する。

<関連条例>

- ・鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・鳥羽市職員の再任用に関する条例（廃止）
- ・鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・鳥羽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・鳥羽市職員の育児休業等に関する条例
- ・鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例
- ・施行期日：令和5年4月1日

議案第43号 鳥羽市分課組織条例の一部改正について

(総務課)

行政改革大綱の取組みの一環として、分課組織の再編成を行うため所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・課名及び分掌する事務を変更する

| 改正前   | 改正後   |
|-------|-------|
| 観光課   | 観光商工課 |
| 農水商工課 | 農林水産課 |

- ・施行期日：令和5年4月1日

議案第44号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について

(市民課)

個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の取得を可能とするため、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・多機能端末機に関する規定を加える
- ・施行期日：令和5年3月1日

議案第45号 鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について

(総務課)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・職員の定年年齢を65歳（医師及び歯科医師は70歳）に引上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定の整備等

(第3条関係)

| 定年に関する経過措置期間         | 職員（年齢） | 医師及び歯科医師（年齢） |
|----------------------|--------|--------------|
| 令和5年4月1日～令和7年3月31日   | 61年    | 66年          |
| 令和7年4月1日～令和9年3月31日   | 62年    | 67年          |
| 令和9年4月1日～令和11年3月31日  | 63年    | 68年          |
| 令和11年4月1日～令和13年3月31日 | 64年    | 69年          |

- ・施行期日：令和5年4月1日

議案第46号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

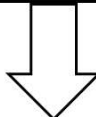
(総務課)

人事院勧告に基づき本市職員の給料及び勤勉手当を引き上げるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

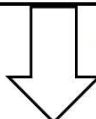
- ・第1条において、行政職給料表及び医療職給料表を改正するとともに、12月期の勤勉手当支給率について、0.1月分引き上げる。
- ・第2条において、令和5年4月以降の勤勉手当支給率を平準化するとともに、再任用職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、制定附則において、60歳超職員の給料について7割水準とする規定を追加 等

| 現行      |        |      | 6月    | 12月   | 計    | 合計   |
|---------|--------|------|-------|-------|------|------|
| 再任用職員以外 | 一般     | 期末手当 | 1.20  | 1.20  | 2.40 | 4.30 |
|         |        | 勤勉手当 | 0.95  | 0.95  | 1.90 |      |
|         | 特定幹部職員 | 期末手当 | 1.00  | 1.00  | 2.00 | 4.30 |
|         |        | 勤勉手当 | 1.15  | 1.15  | 2.30 |      |
| 再任用職員   | 一般     | 期末手当 | 0.675 | 0.675 | 1.35 | 2.25 |
|         |        | 勤勉手当 | 0.45  | 0.45  | 0.90 |      |
|         | 特定幹部職員 | 期末手当 | 0.575 | 0.575 | 1.15 | 2.25 |
|         |        | 勤勉手当 | 0.55  | 0.55  | 1.10 |      |



再任用職員以外については、勤勉手当を0.1月引き上げ  
再任用職員については、勤勉手当を0.05月引き上げ

| 改正(第1条関係) (施行期間: R4.12.1~R5.3.31) |        |      | 6月    | 12月   | 計    | 合計   |
|-----------------------------------|--------|------|-------|-------|------|------|
| 再任用職員以外                           | 一般     | 期末手当 | 1.20  | 1.20  | 2.40 | 4.40 |
|                                   |        | 勤勉手当 | 0.95  | 1.05  | 2.00 |      |
|                                   | 特定幹部職員 | 期末手当 | 1.00  | 1.00  | 2.00 | 4.40 |
|                                   |        | 勤勉手当 | 1.15  | 1.25  | 2.40 |      |
| 再任用職員                             | 一般     | 期末手当 | 0.675 | 0.675 | 1.35 | 2.30 |
|                                   |        | 勤勉手当 | 0.45  | 0.50  | 0.95 |      |
|                                   | 特定幹部職員 | 期末手当 | 0.575 | 0.575 | 1.15 | 2.30 |
|                                   |        | 勤勉手当 | 0.55  | 0.60  | 1.15 |      |



6月及び12月の勤勉手当を平準化  
再任用職員の名称を定年前再任用短時間勤務職員に改める

| 改正(第2条関係) (施行期間: R5.4.1~) |        |      | 6月    | 12月   | 計    | 合計   |
|---------------------------|--------|------|-------|-------|------|------|
| 定年前再任用短時間勤務職員以外           | 一般     | 期末手当 | 1.20  | 1.20  | 2.40 | 4.40 |
|                           |        | 勤勉手当 | 1.00  | 1.00  | 2.00 |      |
|                           | 特定幹部職員 | 期末手当 | 1.00  | 1.00  | 2.00 | 4.40 |
|                           |        | 勤勉手当 | 1.20  | 1.20  | 2.40 |      |
| 定年前再任用短時間勤務職員             | 一般     | 期末手当 | 0.675 | 0.675 | 1.35 | 2.30 |
|                           |        | 勤勉手当 | 0.475 | 0.475 | 0.95 |      |
|                           | 特定幹部職員 | 期末手当 | 0.575 | 0.575 | 1.15 | 2.30 |
|                           |        | 勤勉手当 | 0.575 | 0.575 | 1.15 |      |

- ・20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率+0.4%)
- ・施行期日: 第1条については、公布の日から施行(※給料表の改正は令和4年4月1日から、勤勉手当の規定は令和4年12月1日から適用)  
: 第2条については、令和5年4月1日から施行

議案第47号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
(総務課)

非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用について、常勤職員とみなす要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件について、常勤職員の勤務時間以上勤務した日（勤務日数）が18日以上とされているところ、勤務日数と要勤務日数（週休日、祝祭日及び年末年始を除く勤務日の日数）に差がない状況もあることから、要勤務日数が20日に満たない場合の日数要件を緩和する規定を加える

議案第48号 鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について  
(総務課)

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行により定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・地方公務員法の改正に伴う条項の整理
- ・雇用保険法の一部改正に伴う条項の整理
- ・勸奨退職の廃止、早期退職希望者の募集に関する規定の整備、定年前早期退職者に対する割増率の拡充 等
- ・施行期日：令和5年4月1日

議案第49号 鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について  
(企画財政課)

企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金を積み立てるにあたり、内閣府の定める基金の要件を満たすため、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・企業版ふるさと納税寄附金を原資とする積立金の処分にかかる規定を加えるとともに、関係各条の整備を行う。

議案第50号 訴訟上の和解について  
(教育委員会学校教育課)

津地方裁判所令和2年(ワ)第234号損害賠償請求事件について、原告と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

<主な内容>

- ・原告に対し、令和5年2月28日までに和解金として200万円を支払う

議案第51号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

(総務課)

三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

<主な内容>

- ・三重県市町総合事務組合が行っている共同処理事務のうち、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務について、組合を組織する市町として新たに伊勢市及び松阪市を加える
- ・施行期日：令和5年4月1日

議案第52号 鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について

(環境課)

鳥羽志勢広域連合同規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

<主な内容>

- ・ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する区域に南伊勢町の区域を加える
- ・施行期日：令和5年4月1日